

一介護特別養護老人ホームの入所要件について一

介護特別養護老人ホームに入所できる方は、平成27年度の国の制度改正を受け、やむを得ない事情等がある場合は別ですが、原則として要介護3以上の方が入所できるようになりました。

介護特別養護老人ホームとは

重い要介護状態で、自宅での生活が難しい高齢者が入所し、介護サービスを受ける施設です。

特例入所

要介護1や2の方であっても、県や町の意見を受けながら、以下のようなやむを得ない事情があり、優先的な入所が適当な場合には、特例的に入所できます。

- ・認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること。
- ・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること。
- ・深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ・単身世帯等、家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること。

一介護施設等を利用する際の食費・居住費について一

住民税非課税世帯の方が介護施設等を利用する際の食費・居住費は、その方の所得等に応じ、基準額より低い金額で設定されています。

要件

- ・住民税非課税世帯の方であること。
- ・配偶者も住民税非課税であること。同じ世帯にいない者や、内縁関係の者も含みます。

利用者 負担段階	所得の状況		預貯金等の資産の状況	住居費(滞在費) (円)				食 費 (円)	
				従来型 個室	多床 室	ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
1 段階	生活保護受給者の方等		単身:1,000 万円以下 夫婦:2,000 万円以下	550 (380)	0	880	550	300	300
	世帯 全員が 住民税 非課税	高齢福祉年金受給者の方							
2 段階	世帯 全員が 住民税 非課税	前年の合計所得金額+年金 収入額が 80 万円以下の方	単身: 650 万円以下 夫婦:1,650 万円以下	550 (480)	430	880	550	390	600
3 段階 ①		前年の合計所得金額+年金 収入額が 80 万円超 120 万円 以下の方	単身: 550 万円以下 夫婦:1,550 万円以下	1,370 (880)	430	1,370	1,370	650	1,000
3 段階 ②		前年の合計所得金額+年金 収入額が 120 万円超の方	単身: 500 万円以下 夫婦:1,500 万円以下	1,370 (880)	430	1,370	1,370	1,360	1,300

※ () 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

「介護保険負担限度額認定証」の交付等

- ・施設等を利用する方からの申請を受付し、交付します。
- ・期間は1年間となっており、毎年7月末に申請を受付し、交付します。
- ・介護保険被保険者証と一緒に保管し、サービスを利用する際に提示してください。